

1 日 時 令和5年4月27日(木) 10:20~10:55

2 場 所 三浦市三崎水産物地方卸売市場7階 大会議室

3 出席者

- (1) 委 員 山田委員、大貫委員、堀越委員、石川委員、中村委員
- (2) 事務局 土 木 課 : 高橋課長、秋本G L、鈴木主任
- (3) 担当課 海業水産課 : 鳩野担当部長 鷺阪課長、森G L
- (4) その他 傍聴者なし

4 議 事

- (1) 施設の募集要項(案)について
 - ア 三浦市間口漁港甲種漁港施設(駐車場等)
- (2) その他
 - ア 第2回選定委員会の日程について
 - イ 第2回選定委員会の非公開について

5 議事内容

- (1) 開 会
 - ・定刻前に出席者が集まったので、市長から委員の委嘱・任命がされた後、事務局より選定委員会の開会を宣言した。
 - また、5名の委員の全員が出席し、三浦市公の施設指定管理者選定委員会条例第6条第2項の規定に基づき、本会議が成立したことを報告した。
- (2) 委員及び事務局紹介
 - ・事務局より各委員及び事務局職員を紹介した。
- (3) 委員長及び副委員長の選任について
 - ・三浦市公の施設指定管理者選定委員会条例第5条第1項において、委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選により定めるとされているため、事務局より各委員に、委員長・副委員長の選任について意見を求めた。
 - ・石川委員より、委員長に山田委員、副委員長に堀越委員との提案を受け、全会一致で選任された。
 - ・選任された山田委員長、堀越副委員長より、あいさつがされた。
- (4) 諮 問
 - ・吉田市長より当委員会への諮問がされ、山田委員長に諮問書が手交された。

(5) 議 事

ア 施設の募集要項（案）について

(ア) 三浦市間口漁港甲種漁港施設（駐車場等） 説明員：森GL

・資料に基づき説明がされた。

【質疑応答】

堀越副委員長：ただいまの担当からの説明において、4頁の5の指定の期間は、施設の供用開始の日から令和15年3月31日までと説明された。施設の供用開始は令和5年7月の予定とのことなので、指定の期間は9年9か月となる。三浦市の一般的な指定管理施設の指定期間は5年間であるが、本施設について指定の期間を9年9か月としたのはなぜか。

鷺 阪 課 長：今回の指定管理施設である駐車場等については、市においてアスファルト舗装、駐車料金徴収設備の設置、駐車区画線や車止めブロックなどの設置といった整備工事を行っている。この駐車場等は、収益が見込まれる施設であることから、市が駐車場等整備にかけた費用は、指定管理者が市に支払う指定管理者納付金によって回収する計画である。回収期間については、整備したもののうち最も耐用年数の長いアスファルト舗装の耐用年数が10年であることを勘案し、10年間とすることとしている。10年間において計画的で安定的な費用の回収を図れるようにするためには、10年間同一事業者において計画的かつ継続的な施設運営が行われるようにする必要があると判断し、指定管理期間は10年間としたものである。なお、施設供用開始は令和5年7月の予定である。多くの指定管理施設は令和5年4月から令和10年3月31日までとなっており、次の5年間は令和10年4月1日から令和15年3月31日となる。本施設の指定期間の終期は、これらの施設の指定期間の終期の予定と合わせることにしたため、実際の指定期間を9年9か月とした。

堀越副委員長：次に、8ページの10 選定方法として、指定管理者の候補者の選定にあたっては公募によらないこととするとの説明があったが、公募によらずにどこの事業者を選定することを想定しているのか。また、公募によらないこととした理由は何か。

鷺 阪 課 長：募集要項の1 基本的な運営方針においても規定したとおり、今回の施設は漁港施設内に設置される駐車場等であり、漁業利用と来遊者等による利用との調整を図ることで、両者の利用による車両の混在を解消し、安全な車両の往来を確保することを目的として設置されたものである。間口漁港を訪れる主な来遊者は、間口漁港を根拠地として営まれる遊漁船の利用者であるため、この漁業利用と来遊者等による利用の調整を図るという設置目的を達成するためには、指定管理者は間口漁港で営まれる漁業と遊漁船漁業について十分な知見を有し、十分に精通していることが不可欠である。今回、指定管理者の候補者として選定することを想定している事業者は、みうら漁業協同組合になる。みうら漁協は、現在、今回の指定管理の対象となる区域を駐車場用地

として占用し、令和3年4月から、無料ではあるが現に漁業活動による利用と遊漁船利用者による利用との調整を図りつつ、駐車場として運営管理を行っている実績がある。また、漁業活動で利用する漁業者と遊漁船事業者は、いずれもみうら漁協の組合員であり、みうら漁協以上に地域の漁業と遊漁船漁業の知見を有する者はいないと考える。これらのことから、三浦市公の施設指定管理者制度に関する基本方針6の指定管理者の候補者の公募（1）ただし書きアの当該公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するために特定の事業者が運営することが適当な場合に当たるものと判断し、公募を行わないこととした。

山田委員長：津波対策はできているのか。

鷺阪課長：津波対策については、漁港なので高波などに備えた防波堤は設置されている。ただし、津波の規模にもよるが、大津波レベルのものとなると、そこまでの対策はされていない。

山田委員長：それでは、避難する場合は、高台に逃げることになるのか。

鷺阪課長：避難については、県道等の方が高いので、そちらに避難することになると考えられる。江奈地区の駐車場に関しては、県道に防潮扉が設置されており、波浪警報等により高波が予想されるときは、防潮扉を閉じることによって、内陸側への波の侵入を防ぐという対策はしている。

以上の質疑を踏まえ、募集要項案については全会一致で承認を受けた。

また、会議の後に確認された誤字脱字等の軽微な修正に関しては、委員長一任として全会一致で承認を受けた。

イ その他について

(ア) 第2回選定委員会の日程について

- ・事務局から第2回選定委員会を5月26日（金）に開催したい旨の提案を行い、了承された。

(イ) 第2回選定委員会の非公開について

- ・第2回選定委員会で予定をされている応募事業者によるプレゼンテーション及び質疑応答については企業のノウハウに関する情報であること、また、応募事業者に対する審査及び採点については選定委員会において応募事業者の評価を行うもので、公開することにより信用上不利与を与える情報を含むものであることから、三浦市情報公開条例第5条第2号に規定する法人に関する非公開情報として同条例第18条第2号に該当するため、同条ただし書の規定により、委員会の承認を受けて、非公開としたいとする旨の提案が事務局からされた。
- ・山田委員長から第2回選定委員会を非公開とする旨が諮られ、全会一致で承認された。

(6) 閉 会

以 上